

社会福祉法人新潟臨港福祉会

役員等の報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟臨港福祉会（以下「本法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び旅費並びに費用弁償等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

2 評議員選任・解任委員及び特別養護老人ホーム桃山園入所判定委員、苦情解決に関わる第三者委員についての報酬等については、この規程に基づき支給する。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は次のとおり支給する。

名称	支給単位	報酬額	支給方法
理事長	年額	100,000円	口座振込
理事	〃	50,000円	〃
監事	〃	50,000円	〃
評議員	〃	30,000円	〃
入所判定委員	〃	30,000円	〃
評議員選任・解任委員	会議開催の都度	3,000円	当日現金
第三者委員	〃	3,000円	〃

（上記は、所得税の源泉徴収分控除後の金額）

2 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が60万円を超えない範囲で支給する。

3 年額で支払われる報酬の支給日は、原則として毎年3月中に指定された口座に振り込みにより支給する。支給日は、本法人の給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

(会議における旅費)

第4条 理事会、評議員会等の会議開催時に旅費として1回につき2,000円を支給する。

なお、新潟市外から出席する役員等には実費相当分の旅費を支給する。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

2 費用弁償は前項による支払事由の発生した日に支給する。

(退任記念品)

第6条 役員等が退任した場合、その在任中の功労に報いるため、退任記念品を贈呈する。

2 退任記念品は、退任記念品相当額をもって次のとおり支給する。

理事長	30,000円
役員等	10,000円

(上記は、所得税の源泉徴収分控除後の金額)

3 法人に対して、特別な貢献があった役員等には、感謝状の贈呈及び退任記念品相当額を理事長が別に定めることができる。

4 在任中に役員等が死亡したときは、退任記念品相当額は支給しない。

(傷病見舞金)

第7条 役員等が傷病により入院を継続して2週間以上に及んだときは、傷病見舞金として10,000円を支給する。

(弔慰金等)

第8条 役員等が死亡したときは、下表により相続人に弔慰金又は御香華料のほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

対象者	支給額	備考
理事長	50,000円	弔電・生花
上記以外及び役員等に準じる者	30,000円	〃

(親族等への御香華料等)

第9条 役員等の親族が死亡したときは、下表により御香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

対象者	基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	〃
同居の配偶者の父母	10,000円	〃
子	30,000円	〃

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しないものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人新潟臨港福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程を一部改正し、令和２年４月１日より施行する。

附 則

この規程を一部改正し、令和２年９月８日より施行する。

附 則

この規程を一部改正し、令和７年６月２０日より施行する。